

平成 30 年伯耆町
第 3 回定例会
条例等議案説明資料概要



平成 30 年 3 月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案番号 54	伯耆町営社会体育施設条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	伯耆町すこやか村の施設を含む町有地を大山ハム株式会社に売却することに伴い、伯耆町営社会体育施設条例について所要の改正を行うもの。
2. 概要	使用料に関する規定等の伯耆町すこやか村に関する規定を削除する。 その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	公布の日

提出課：福祉課

議案番号 55	伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うもの。
2. 概要	①放課後児童支援員となることができる者の資格要件に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を加える。 ②放課後児童支援員となることができる者の資格要件のうち、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」の趣旨を明確化する。 ③放課後児童支援員となることができる者の資格要件のうち、大学において社会福祉学、心理学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令第25条の規定により創設される、専門職大学の前期課程を当該学科又は課程を修めて修了した者を加える。 ④その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	一部の規定を除き、公布の日

議案番号 56	伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案理由及び概要) 1. 理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うもの。 2. 概要 ①家庭的保育事業等の代替保育に関し、一定の要件を満たすときは、保育所等以外の所定の事業者を確保することにより、代替保育に係る連携施設の確保に代えることができることとする。 ②家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間を10年に延長することとする。 ③家庭的保育者の居宅において保育を提供する家庭的保育事業者にあつては、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、町長が適当と認めるものが調理した食事を搬入する方法により、食事の提供を行うことができることとする。 ④その他所要の規定の整備を行う。 3. 施行期日 公布の日	